

(報告書等の未提出等)			裏付命令申請、 承認取消
重大な違反 (未承認、制限内容の違反等)	警告	警告、知事 への裏付命 令申請、承 認取消	—

(削除)

3 承認を取り消された者においては、その後5年間は新たな承認は行わないものとする。また、知事への裏付け命令申請に係る者も同様とする。

(承認取消をしようとする場合の手続き)

第3 委員会が、前第1項の表に掲げる承認取消をしようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、当該承認取消の名あて人となるべき者について、意見陳述を行うこととする。

2 前項の意見陳述は、聴聞により行い、その手続きは、行政手続法及び沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年沖縄県規則第55号）の規定の例による。

(違反回数計算)

第4 第2第2項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者における違反の程度毎の違反回数を通算する。

- 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあつては、違反回数を通算する。
- 併合違反（違反内容が2つ以上）の場合には、その処分等の内容が最も重い処分等とし、違反回数は1と数える。
- 最終違反の日より5ヵ年を経過する日までに次の違反をしなかった場合には、違反回数の通算を打ちきり、違反回数を0とする。

別表1 沖縄海区漁業調整委員会指示の違反内容と違反の程度

指示の種類	違反項目	違反内容	指示の条項	違反の程度
浮魚礁の敷設及び利用に係る委	協定未締結等	敷設者との間で利用に関する協定を締結せずに、又は協議	第13第1項	重大な違反

(報告書等の未提出等)			知事への裏付 命令申請
重大な違反 (未承認、制限内容の違反等)	警告	警告及び 知事への裏 付命令申請	—

2 委員会の警告に従わない違反者については、その者が委員会指示により漁業の承認を受けている場合、その承認を取り消すこととする。

3 承認を取り消された者においては、その後_____新たな承認は行わないものとする。

(新設)

(違反回数計算)

第3 前第1項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者に対して行った違反内容毎に、処分の回数を通算する。

- 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあつては、違反回数を通算する。
- 併合違反（違反内容が2つ以上）の場合には、その処分____内容が最も重い処分____とし、違反回数は1と数える。
- 最終違反の日より3ヵ年を経過する日までに次の違反をしなかった場合には、違反回数の通算を打ちきり、違反回数を0とする。

別表1 沖縄海区漁業調整委員会指示の違反内容と違反の種類

指示の種類	違反項目	違反内容	指示の条項	違反の種類
(新設)				

員会指示		を調べずに浮魚礁で操業		
ウミガメの採捕に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずにウミガメを採捕	第1	重大な違反
	(削除)			
	大きさの制限違反(漁業及び養殖)	腹甲長30cm～60cm以外を採捕	第5	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第9	軽微な違反
	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第11	中度の違反
	所持及び販売違反	未承認者による所持及び販売	第13	重大な違反
ソデイカの採捕に係る委員会指示	採捕禁止期間違反	採捕禁止期間中の採捕	第2	重大な違反
	未承認	委員会の承認を受けずにソデイカはえ縄漁業を操業	第3	重大な違反
	はえ縄漁業の操業区域と漁具制限違反	50カイリ以内での操業禁止 疑似針350針以内	第9	重大な違反
	旗流し漁業の操業区域と漁具制限違反	50海里以内の海域で操業する場合、搭載及び使用する旗数30本の制限超過 50海里を超える海域で操業する場合、搭載及び使用する旗数50本の制限超過	第10	重大な違反
スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に係る委員会指示	全長の制限違反	全長40cm未満のスジアラ、全長35cm未満のシロクラベラの採捕	第1	重大な違反

ウミガメの採捕に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずにウミガメの採捕	第1、 2	重大な違反
	漁期の制限(漁業)	漁期(8月1日～翌年5月31日)以外の採捕	第3	重大な違反
	大きさの制限(漁業及び養殖)	腹甲長30cm～60cm以外を採捕	第5	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第9	軽微な違反
	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第11	中度の違反
	所持及び販売違反	未承認者による所持及び販売	第13	重大な違反
ソデイカの採捕に係る委員会指示	禁漁期間	禁漁期間(6月1日～10月31日)の採捕	第2	重大な違反
	未承認	委員会の承認を受けずにソデイカはえ縄漁業を操業	第3	重大な違反
	はえ縄漁業の操業区域と漁具制限	50カイリ以内での操業禁止 疑似針350針以内	第9	重大な違反
	旗流し漁業の操業区域と漁具制限	50海里以内での操業:搭載する旗数30本 / 1漁船を超えて使用 50海里を超えてでの操業:搭載する旗数50本 / 1漁船を超えて使用	第10	重大な違反
スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示	全長の制限	全長40cm未満のスジアラ、全長35cm未満のシロクラベラの採捕	第1	重大な違反

(削除)				
八重山諸島沿岸海域の保護区に係る委員会指示	保護区・保護期間内の制限違反	保護期間中、保護区域内での水産動植物の採捕	第1	重大な違反
マチ類資源の保護区に係る委員会指示	保護区・保護期間内の制限違反	保護期間中、保護区域内でのひき縄づり以外の水産動植物の採捕（試験研究除く）	第2	重大な違反
南大東及び北大東の沿岸海域における漁業に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずに指定漁業（第1の2号～8号）を操業	第2	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第4	軽微な違反
	承認旗章不掲揚	承認旗章を1m以上の高さに掲揚せずに操業	第5	軽微な違反

イセエビ類及びセミエビ類に係る委員会指示	採捕の制限	抱卵したセミエビ類の採捕（試験研究除く）	第2	重大な違反
	体長の制限	体長20cm以下のイセエビ類及びセミエビ類の採捕（試験研究除く）	第3	重大な違反
	禁止期間	採捕禁止期間（4月1日～7月31日）までの採捕（試験研究除く）	第4	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第8	軽微な違反
	承認証記載事項違反	承認証記載事項を違反しての採捕	第10	重大な違反
	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第13	中度の違反
	(新設)			
マチ類資源の保護培養に関する委員会指示	保護区・保護期間内の制限	ひき縄づり以外の水産動植物の採捕（試験研究除く）	第2	重大な違反
南大東及び北大東の沿岸海域における漁業に係る委員会指示	未承認	委員会の承認を受けずに指定漁業（第1の2号～8号）を操業	第2	重大な違反
	承認証の不携帯	承認証の不携帯	第4	軽微な違反
	承認旗章不掲揚	承認旗章を1m以上の高さに掲揚せずに操業	第5	軽微な違反

	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第10第1項、第2項	中度の違反
多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に係る委員会指示	(削除)			
	(削除)			
	報告書の未提出	漁獲実績報告書の未提出	第3第1項、第2項、第3項	中度の違反
その他委員会指示	承認証の不携帯等			軽微な違反
	報告書の未提出等			中度の違反
	未承認、制限措置の違反等			重大な違反

	報告書等の未提出	採捕報告書の未提出	第10	中度の違反
多良間村に住所を有する漁民の漁業権漁場の利用に関する委員会指示	操業者の制限	多良間村に住所のない者による操業（共同第23号第一種共同漁業の免許の内容事項違反）	第1	重大な違反
	漁業の時期及び制限	共同第23号第一種共同漁業の免許の内容事項違反	第2	重大な違反
	報告書の未提出	漁獲実績報告書の未提出	第3	中度の違反
その他委員会指示	承認証の不携帯等			軽微な違反
	報告書の未提出等			中度の違反
	未承認、制限措置の違反等			重大な違反